

第3回指定給水装置工事事業者制度に関する検討会議事概要

2007年9月11日13:30~16:00

日本水道協会7階第3会議室

1. 出席者に関する主な事項

検討会委員13名のうち11名の出席があった

- ・首都大学東京大学院 市川委員、国立保健医療科学院 伊藤委員：欠席
- ・青森大学 見城委員：途中退席

2. 指定給水装置工事事業者制度の施行状況の評価について、指定給水装置工事事業者制度の現状の課題に対する解決の方向について

資料3、参考資料1、参考資料2により、施行状況の評価及び現状の課題に対する解決の方向について説明を行った。(事務局)

3. 委員からの意見等

- ・ 「適切に作業を行うことができる技能を有する者」(以下「配管技能者」。)については、有すべき技能の判断基準を明確化することと技能確保を図る必要があることについて記述する必要があるのではないか。
- ・ 改善を要する主な課題の「給水装置工事の施行技術の確保・向上」に関して、工事事業者だけではなく主任技術者や配管技能者についても明記する必要があるのではないか。
- ・ 「規制緩和を図ることは適切でない」としているが、当該検討会として評価することが明確になるよう、表現を見直した方がよい。
- ・ 参考資料1の具体的な問題事例についても表現など統一感を持つように見直しが必要。
- ・ 多様化する給水用具の問題について、もう少し詳細に記述する必要があるのではないか。
- ・ 課題の解決に向けた方策が実施されるよう、国としても必要な措置を講じる必要があることを記述した方がよいのではないか。参考資料2「課題及び解決方策の関係図」には、国の役割も記述する必要があるのではないか。
→ 4. おわりに において、国においても解決方策の実施が図られるよう、必要な措置を講じる必要がある旨、記述している。参考資料2については、給水装置工事に関係する者の役割をわかりやすく図示することとしたため、本文中のみの記載とした。

4. 今後の予定

- ・ 検討会の方向がまとまったので検討会は今回で閉会する。
- ・ 検討会で出された意見により、事務局で報告書案の見直しを行い、座長と協議のうえ最終案を取りまとめ、各委員に確認していただく。
- ・ 検討会の報告書に基づき、平成 19 年 10 月下旬（予定）に開催される厚生科学審議会生活環境水道部会に報告する。